

# 日光市立地適正化計画に基づく届出制度について

都市再生特別措置法に基づく「日光市立地適正化計画」の公表・運用により、

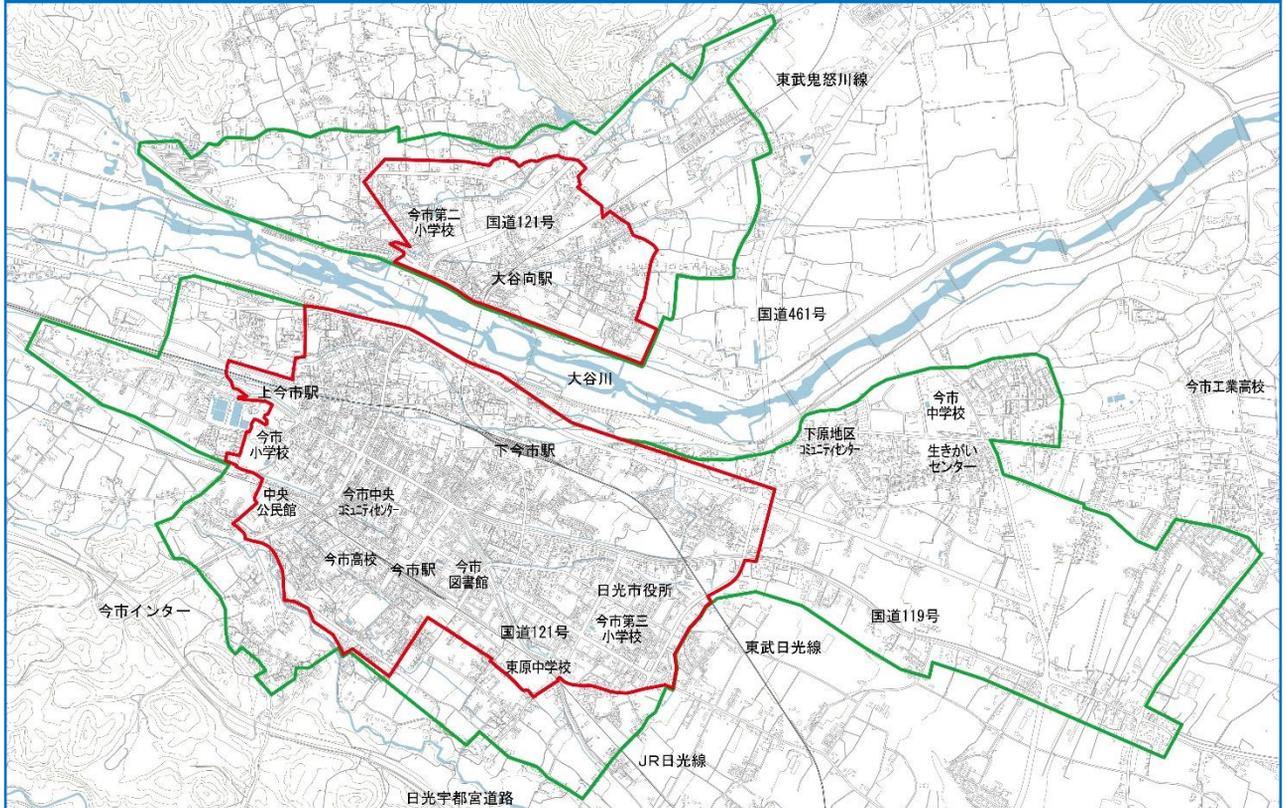
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止
- 居住誘導区域外における一定規模の住宅の建築等 については、  
工事着手等の30日前までに届出が必要となります

日光市では都市再生特別措置法に基づく「日光市立地適正化計画」を策定しました。人口減少が見込まれる中であっても市街地の人口密度や機能を維持し、暮らしやすく活力ある持続可能なまちを目指すもので、対象となる誘導区域や誘導施設を定めています。

今後、計画を運用するに当たり、誘導区域内外での一定の行為について法律に基づく「届出制度」を実施することになりますので、その概要をお知らせします。

## 対象となる区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）

### 今市（中心拠点）



### 日光（副次拠点）



### 藤原（副次拠点）



\* 区域の詳細は都市計画課の窓口もしくはホームページより確認してください

# 届出制度

居住や都市機能の立地に関する下記の行為を行う場合には、着手する日の30日前までに市長へ届出を行う必要があります。届け出の内容を踏まえ、必要に応じて助言（規模縮小や誘導区域内への立地等）やあっせん（誘導区域内の支援策等）を行うことがあります。また、届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には罰則規定があります。

## 居住誘導区外：住宅に係る開発行為・建築等行為の届出

<p><b>開発行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> <p><b>例示</b> 3戸の開発行為</p> <p>届 </p> <p><b>例示</b> 1,300m<sup>2</sup>：1戸の開発行為</p> <p>届 </p> <p><b>例示</b> 800m<sup>2</sup>：2戸の開発行為</p> <p>不要 </p>
<p><b>建築等行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合</li> </ul> <p><b>例示</b> 3戸の建築行為</p> <p>届 </p> <p><b>例示</b> 1戸の建築行為</p> <p>不要 </p>

## 都市機能誘導区外：誘導施設に係る開発行為・建築等行為の届出

<p><b>開発行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為</li> </ul>
<p><b>建築等行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物を新築する行為</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

## 都市機能誘導区内：誘導施設の休廃止の届出

<p><b>休廃止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を休止又は廃止する場合</li> </ul>
-------------------	---

## 都市機能誘導区域外：誘導施設に係る開発行為・建築等行為の届出

届出は、下表の行為に着手する**30日前**までに、所定の届出書と添付書類を**2部**ご提出ください。

### 《届出の様式・添付図書》

行為の対象区域・種類		届出書様式	添付図書（*）					
			位置図	設計図	配置図	立面図	平面図	その他
居住誘導区域に関するもの	開発行為	様式1	○	○				
	建築等行為	様式2	○		○	○	○	○
	変更	様式3	○	○	○	○	○	○
都市機能誘導区域に関するもの	開発行為	様式4	○	○				○
	建築等行為	様式5	○		○	○	○	○
	変更	様式6	○	○	○	○	○	○
	休止・廃止	様式7	○					○

\* 添付図書（正本・副本の**2部**提出。副本は提出者にお返しします）

- 位置図：縮尺1/1,000以上 行為を行う土地の区域並びに区域内及び周辺の公共施設を表示。
- 設計図：縮尺1/100以上 開発行為の内容がわかる図面。
- 配置図：縮尺1/100以上 敷地内における建築物の位置を表示する図面。
- 立面図：縮尺1/50以上 建築物の2面以上の立面図。
- 平面図：縮尺1/50以上 建築物各階の平面図。
- その他：その他参考となる事項を記載した図書。

なお、「休止・廃止」の場合は、休止・廃止の決定に係る図書、都市機能の用途及び面積がわかる書類等。

## 届出の流れ



届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

## 対象となる施設（都市機能誘導区域）

都市機能誘導区域においては、生活サービスとして必要な「誘導施設」を設定します。

各拠点の人口規模や現在の都市機能集積状況などを踏まえ、「現在の立地を維持する施設」、「不足しているため新たに誘導する施設」、「将来必要になったときに誘導する施設」に分けて誘導施設を設定します。

◎：機能強化・新規誘導   ●：機能維持   —：必要に応じ誘導

誘導施設		拠点	今市 (中心拠点)	日光 (副次拠点)	藤原 (副次拠点)
行政	市役所（本庁・支所）		●	—	—
	公民館		●	—	—
	コミュニティセンター、集会所		—	—	—
福祉	高齢者福祉施設（デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム等）		—	—	—
	障がい者福祉施設（デイサービス、デイケア、グループホーム等）		—	—	◎
子育て	幼稚園		◎	—	◎
	保育園		—	—	—
	その他支援施設		—	—	—
商業	大型商業店舗		●	—	—
	スーパーマーケット		●	●	◎
	コンビニエンスストア		◎	—	—
	食料品小売店		◎	—	◎
	美容室・理容室		—	—	—
	洋服店		—	—	—
	飲食店		—	—	—
	宿泊施設		◎	●	●
医療	病院		●	—	—
	医院・診療所・クリニック		◎	●	◎
	歯科医院		—	—	—
金融	銀行		●	●	●
	郵便局		●	●	●

お問い合わせは下記の「電話・FAX・都市計画課ホームページ（URL）お問合せフォーム」よりお願いします。

日光市 建設部 都市計画課 都市計画係

電話 (0288) 21-5102 (直通)

FAX (0288) 21-5176



←届出書  
ダウンロード

お問合せ  
フォーム→

